

米国株式店頭取引サービス取扱規約

目次

第 1 条（規約目的）	1
第 2 条（サービスの内容）	1
第 3 条（取扱い銘柄）	1
第 4 条（外国証券情報）	2
第 5 条（注文受付時間）	2
第 6 条（注文の有効期間）	2
第 7 条（注文数量の指定）	3
第 8 条（取引価格）	3
第 9 条（為替レート）	4
第 10 条（注文入力）	4
第 11 条（注文の取消および訂正）	4
第 12 条（手数料）	5
第 13 条（約定数量）	5
第 14 条（約定日および受渡日）	5
第 15 条（約定内容のご通知）	6
第 16 条（差金決済の禁止）	6
第 17 条（預り金拘束等）	8
第 18 条（取引停止等の措置）	9
第 19 条（権利処理等に伴う取引停止措置）	9
第 20 条（権利処理）	9
第 21 条（取扱い銘柄の上場廃止に伴うご承諾）	10
第 22 条（利用制限）	10
第 23 条（免責事項など）	10
第 24 条（サービスの終了）	10
第 25 条（規約の変更）	11

米国株式店頭取引サービス取扱規約

第 1 条（規約目的）

1. この規約は、証券総合取引約款第 1 条第 2 項に基づき、お客様と CHEER 証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う米国株式国内店頭取引の取扱いを明確にすることを目的としています。
2. この規約に定めのない事項については、法令等および証券総合取引約款その他の当社とのお取引ルール等によるものとし、また、米国または発行者が所在する国もしくは地域の諸法令および慣行によるものいたします。

第 2 条（サービスの内容）

1. 米国株式店頭取引サービス（以下「本サービス」といいます。）は、米国金融商品市場（以下「米国株式市場」といいます。）の値動きを参照し当社が提示する価格により、お客様からのご注文を当社が相手方になって成立させる国内店頭取引（相対取引）です。
2. 当社は本サービスをご利用いただくにあたり、適合性の原則に則りお客様の投資目的等に適合した商品・取引等を提供いたします。
3. 本サービスにおける注文方法は、当社が定める単位による金額を指定しご発注いただきます。
4. 本サービスにより買付注文を発注いただく場合、予めお取引金額をご入金いただきます。
5. 本サービスのお取引時間は、原則、24 時間（本規約において特段の指定がない場合、日本時間表記とします。）といたします。
6. 本サービスにおけるお客様との決済通貨は日本円といたします。
7. 本サービスによってお買付いただいた株式のお客様の持分は、原則として、小数点第 9 位を切上げた小数点第 8 位までといたします。
8. お客様は、買付けた株式につき当社または他のお客様と共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。
9. 当該株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の受渡日よりお客様に帰属いたします。
10. この規約にもとづく株式等の名義は当社名義といたします。
11. 前 7～9 項にかかわらず、当社名義の株式にかかる発行会社に対する権利の行使は当社が行うものといたします。なお、お客様は当該株式にかかる発行会社の株主総会における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も行うことはできません。
12. お客様は当社名義の株式のお客様の持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。
 - (1) お客様の他の口座への振替指図
 - (2) 当社または第三者への質権その他担保権の設定

第 3 条（取扱い銘柄）

1. 本サービスで取扱う株式は、米国株式市場の上場銘柄から当社が選定した銘柄（以下、「取扱い銘柄」といいます。）といたします。
2. 当社の取扱い銘柄が上場する米国株式市場は、以下の取引所といたします。

- (1) NYSE (ニューヨーク証券取引所)
- (2) NYSE Arca (NYSE アーカ取引所)
- (3) NASDAQ (ナスダック)

3. 取扱い銘柄は、米国株式市場の動向等に応じ、追加または除外することがあります。その場合、当社は一定の周知期間を設けるものといたします。なお、除外となった銘柄の買付注文は停止しますが、売付注文については、引き続きお受けいたします。

第4条 (外国証券情報)

1. 本サービスにおける米国株式等は、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
2. お買付に際しては、当該銘柄の企業内容等は外国証券情報で確認できることをご承諾いただきます。
3. 外国証券情報は、当社ホームページまたは当社アプリ（以下「CHEER 証券アプリ」といいます。）内でご確認いただけます。
4. 外国証券情報は、当該銘柄の年度決算発表等の都度、随時更新いたします。

第5条 (注文受付時間)

1. 本サービスにおける注文は、原則、24 時間受け付けいたします。ただし、米国株式市場が終了する直前の以下の時間帯は取引を停止いたします。

【注文受付時間イメージ】

日本時間 (米国夏時間の場合)	23:30 (22:30)	5:50 (4:50)	6:00 (5:00)	10:00 (9:00)	18:00 (17:00)	23:30 (22:30)	11月第1日 曜日～3月 第2日曜日 (上記以外)
米国取引所	市場取引の時間帯		市場取引外の時間帯				
			アフターマーケット		プレマーケット		
現地時間	9:30	15:50	16:00	20:00	4:00	9:30	

停止時間：日本時間 5:50～6:00 (現地時間) 15:50～16:00
(米国夏時間)4:50～5:00

2. 米国株式市場終了後、アフターマーケット開始から翌営業日のプレマーケット終了までの時間（現地時間の 16:00～翌日 9:30）は、当社が保有している残高内での取引となるため、当社保有残高が無くなった場合または当社が定めた残高上限に達した場合等には、注文を受け付けることができない場合があります。
3. 本サービスは、下記時間を定期的システムメンテナンス時間とし、注文の受付を停止いたします。
メンテナンス時間：毎月第3土曜日 11:00～19:00
4. 当社は前各項の場合のほか、注文の受け付けを停止させていただく場合があります。その場合には、事前にお客様へご連絡いたします。

第6条 (注文の有効期間)

注文の有効期間は当日中です。有効期限付注文の取扱いはいたしません。

第 7 条（注文数量の指定）

1. 1 注文における最大注文金額は、1,000 万円を上限といたします。
2. 注文金額をご指定いただく場合
 - (1) 金額を指定する（買付・売付）

：500 円以上 100 円の整数倍の金額をご指定いただきます。
 - (2) 預り金全額を指定する（買付）

：「預り金全部買付」をご指定いただきます。

なお、受付は最低 500 円以上 1 円単位とし、預り金が 1,000 万円を超過する場合、注文をお受けいたしません。金額指定により分割して発注をお願いいたします。
3. 銘柄毎に保有株数全部をご指定いただく場合
銘柄を選択のうえ「全部売却」をご指定いただきます。
ただし、売却概算代金が 1,000 万円を超過する場合、注文をお受けいたしません。金額指定により分割して発注をお願いいたします。
4. 売付注文において金額を指定いただいた結果、約定予定株式数が保有株式数を超過する場合、注文をお受けいたしません。保有株式数の範囲内での発注をお願いいたします。

項目種類	買 付		売 付		備 考
発注方法	金 額 指 定	預り金全部	金 額 指 定	全 部 売 却	
金額・単位	500 円以上 100 円単位	500 円以上 1 円単位	500 円以上 100 円単位	指定なし	上限金額 1,000 万円

第 8 条（取引価格）

1. 本サービスにおける取引価格は、当社が指定する情報配信ベンダーより取得する米国株式市場における取引値段または気配値から算出した当社の提示価格といたします。当社が提示した取引価格および諸条件に、お客様がご承諾され発注いただいた注文を当社が相手方となり取引が成立いたします。
2. お客様に提示する価格は、当社が以下の計算式により算出いたします。
 - (1) 買付価格 = 個別銘柄の基準値^{プラス} + 当社スプレッド
※小数点第 3 位以下切捨てます
 - (2) 売付価格 = 個別銘柄の基準値^{マイナス} - 当社スプレッド
※小数点第 3 位以下切上げます
 - (3) 個別銘柄の基準値
：米国株式市場における取引値段または最良気配値（買付価格の場合 = 最良売気配値、売付価格の場合 = 最良買気配値）といたします。
3. 米国株式市場の取引時間帯の基準値は、最良気配値といたします。
4. 米国株式市場の取引時間以外の基準値は、以下のとおりといたします。
 - (1) 米国株式市場のプレマーケットおよびアフターマーケットにおいては最良気配値といたします。
 - (2) アフターマーケット終了後の時間帯（米国時間の 20 時～翌日 4 時）においては、アフターマーケットにおける直近の取引値段といたします。

日 本 時 間 (米国夏時間の場合)	23:30～6:00 (22:30～5:00)	6:00～10:00 (5:00～9:00)	10:00～18:00 (9:00～17:00)	18:00～23:30 (17:00～22:30)
-----------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------

米 国 時 間	9:30～16:00	16:00～20:00	20:00～4:00	4:00～9:30
取引マーケット	市場取引の時間帯	アフターマーケット		プレマーケット
基 準 値	最良気配値①	最良気配値②	直近の取引値段	最良気配値②

5. 市場環境等により、個別銘柄における最良気配値の取得および当社保有残高の調達が困難な場合には、取引価格の提示を停止する場合があります。

6. 当社におけるスプレッドは、以下のとおりといたします。

(1) 米国株式市場の取引時間帯：「最良気配値①の 0.5%」US ドル

(2) 米国株式市場の取引時間帯以外：「最良気配値②または直近の取引値段の 0.7%」US ドル

第 9 条（為替レート）

1. 株式注文をいただく際には、取引価格と合わせて取引為替レートを提示いたします。

2. 取引為替レートは、レート提示時に情報配信ベンダーから取得したインターバンクの為替レートを基準にスプレッドを加減算した為替レートといたします。

3. 当社の為替レートスプレッドは、以下のとおりといたします。

(1) 米国株式市場の取引時間帯

約定時における為替レート：0.20 円（買付時は「^{プラス}」、売付時は「^{マイナス}」いたします。）

(2) 米国株式市場の取引時間帯以外の時間帯

約定時における為替レート：0.20 円（買付時は「^{プラス}」、売付時は「^{マイナス}」いたします。）

第 10 条（注文入力）

1. 米国株式取引のご注文は、CHEER 証券アプリにログインし、取引画面から銘柄をタップいただきます。

2. 銘柄タップ後、銘柄情報等の画面を表示いたしますので、銘柄相違でないかなどよくご確認いただき「買う」または「売る」をタップいただきます。

3. 買付の場合は概算買付可能額（預かり金額等）を、売付の場合は概算売却可能額および売却可能株数を表示いたしますので、金額指定、預り金全部または全部売却の発注方法を指定ください。

4. 金額等を入力いただいた後、必ず取引暗証番号をご入力ください。取引暗証番号の一致が確認できた場合、「注文内容を確認する」の文字が活性化いたしますので、同活性化文字をタップください。

5. 発注画面に遷移し、米国株式店頭取引の取引価格等を表示いたしますので、表示された「取引価格（買値または売値）」「注文金額」「為替レート」等を十分ご確認ください。

6. 提示する取引価格等はタイムクォート画面を表示している時間内で有効です。なお、提示時間は当社が定めた時間内といたします。

7. 取引価格等を表示したタイムクォート画面の有効時間内に「発注する」をタップいただくと発注が完了いたします。

8. 株式注文約定が成立した場合、有価証券売買に付随する為替取引として、お客様と当社との間に外貨（US ドル）と円貨の為替取引の約定が同時に成立いたします。

第 11 条（注文の取消および訂正）

本サービスでは、当社からの提示した取引価格等により速やかに約定が成立いたします。そ

のため、法令で認められている場合を除き、注文の取消および訂正はできません。

第 12 条（手数料）

本サービスにおいて当社が提示する取引価格にはスプレッドが含まれているため、別途、お客様にお支払いいただく手数料はございません。

第 13 条（約定数量）

1. 本サービスにより買付約定となる株式数量（以下「約定株式数」といいます。）は、以下の計算式により算出し、小数点第 8 位までをお客様の所有株式数といたします。

$$\text{約定株式数} = \text{注文金額} \div \text{約定為替レート} \div \text{取引価格}$$

2. 買付および売付時の小数点以下の処理は、以下のとおりといたします。

（1）買付の場合：小数点第 9 位を切上げて処理いたします。

（2）売付の場合：小数点第 9 位を切捨てて処理いたします。

第 14 条（約定日および受渡日）

1. 本サービスにおける約定日は、取引が成立した時刻の国内当該日付といたします。

なお、国内の暦日上休業日であっても当該日を約定日といたします。

2. 本サービスにおける受渡日は、国内約定日の直後に取引を開始する米国取引所営業日から起算して米国取引所 2 営業日目の直後に到来する国内営業日といたします。

（1）国内約定時間によって、原則、以下のとおりになります。

① 約定時間が 00:00～23:30 まで

・・・国内約定日から起算して、原則、国内 3 営業日目
（米国夏時間の場合：00:00～22:30 まで）

② 約定時間が 23:30～24:00 まで

・・・国内約定日から起算して、原則、国内 4 営業日目
（米国夏時間の場合：22:30～24:00 まで）

（2）上記①または②にかかわらず、受渡日までの間に米国取引所休業日が挟まれた場合、受渡日は当該日数分繰り下げます。

（3）約定日以降受渡日の間に国内休業日が挟まれる場合であっても、当該国内休業日が米国取引所営業日であった場合、受渡日は繰り下げません。

The diagram illustrates the relationship between '米' (Rice) and '国' (Country) time zones. It is divided into three main horizontal sections:

- 米 国 時間 (Rice Country Time):** This section shows a grid of days (営業日/休業日) and times (9:30, 10:00, 16:00, 0:00). Arrows indicate transitions between these times across different days. For example, a blue arrow goes from 9:30 on one day to 10:00 on the next, and a red arrow goes from 10:00 on one day to 16:00 on the next.
- 国 内 時間 (Domestic Time):** This section shows a grid of days (営業日/休業日) and times (23:30, 0:00, 6:00, 14:00, 23:30, 24:00). Arrows indicate transitions between these times across different days. For example, a blue arrow goes from 23:30 on one day to 0:00 on the next, and a red arrow goes from 0:00 on one day to 6:00 on the next.
- 受渡日 (Delivery/Reception Days):** This section shows specific days (1営業日, 2営業日) and times (0:00, 6:00, 14:00, 23:30, 24:00). Arrows indicate the flow of goods or information between these times and the corresponding times in the '米 国 時間' and '国 内 時間' sections.

第 15 条（約定内容のご通知）

1. お客様と当社の間で成立した株式約定等の内容は、速やかに CHEER 証券アプリの資産・照会画面の注文一覧および約定一覧に表示いたします。
2. 約定日の翌日、CHEER 証券アプリの電子交付書面一覧に取引報告書を掲示いたします。
3. 約定内容についてご不明な点がある場合、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

第 16 条（差金決済の禁止）

1. 同一銘柄の有価証券について受渡日が同一となる売買（以下「日計り取引」といいます。）を行い、その受渡日（決済日）に買付代金または売付代金の差額のみをもって受渡をすることを差金決済取引といい、信用取引等を除き金融商品取引法において禁止されています。
2. 当社は、お客様のお取引について、予めお客様口座に買付時は買付金額以上のお預かり金残高があること、売付時は予め売付株数以上の有価証券残高があることを確認しており、日計り取引のお取引については、お客様のご注文が差金決済取引とならないよう一定の制限をいたします。

(1) 買付時の差金決済チェック

『**〔買付可能額〕** - **〔^{マイナス}差金決済判定注文と同一受渡日の売付金額の合計〕** - **〔^{マイナス}差金決済判定注文の受渡日前日の保有株売付金額〕**〕 < **買付注文金額**』に該当する場合
差金決済取引として買付注文を制限いたします。(※下線部は同一銘柄とする)

【買付⇒売付⇒買付】 同一受渡日の売買

買付可能額：20 万円

買付：2株（20万円）⇒売付：2株（20万円）⇒買付：1株（10万円）

	T 日		T + 1 日		T + 2 日		T + 3 日	
	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00
A	買：2 株 20 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	買：2 株 20 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	買：2 株 20 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：2 株 20 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：2 株 20 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	
B	買：1 株 10 万円	買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	
C		買：1 株 10 万円	買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円		買：1 株 10 万円 売：2 株 20 万円 買：1 株 10 万円	

差金決済を判定する取引（10万の買付注文）・・・（ア）

	(ア)の 発注前買付可 能額	(ア)と 同一受渡日の 売付代金合計	(ア)の 受渡日前日の同銘柄 保有株売付代金	(ア)の 買付金額	差金決済判定
A	20 万	20 万	0		差金決済の制限
	$20 \text{ 万} - (20 \text{ 万} - 0 \text{ 万}) = 0 \text{ 万}$			$< 10 \text{ 万}$	買付代金の入金要
B	20 万	20 万	10 万		差金決済の対象外
	$20 \text{ 万} - (20 \text{ 万} - 10 \text{ 万}) = 10 \text{ 万}$			$= 10 \text{ 万}$	買付代金の入金不要
C	20 万	20 万	0		差金決済の制限
	$20 \text{ 万} - (20 \text{ 万} - 0 \text{ 万}) = 0 \text{ 万}$			$< 10 \text{ 万}$	買付代金の入金要

(2) 売付時の差金決済チェック

以下のチェック方法に該当する場合、差金決済とみなし売付注文を規制いたします。

- ①『〔差金決済判定注文の受渡日前日の保有株数〕 + 〔差金決済判定注文と同一受渡日
で最初の売付までに買付た株数〕 - 〔差金決済判定注文と同一受渡日の売付合計
株数〕 $<$ 売付注文株数』に該当する場合

および

- ②『〔買付可能金額〕 $<$ 〔差金決済判定注文と同一受渡日の売付代金合計〕』に該当する場合

差金決済取引として売付注文を制限いたします。(※下線部分が同一銘柄の場合)

【売付⇒買付⇒売付】同一受渡日の売買

前日保有株数：2 株、20 万円

売付：2 株（20 万円）⇒買付：2 株（20 万円）⇒売付：1 株（10 万円）

	T 日		T+1 日		T+2 日		T+3 日	
	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00	0:00～23:30	23:30～24:00
A	売：2 株 20 万円 買：2 株 20 万円		受渡日前日保有=2 株		売：受渡日=2 株 20 万円 買：受渡日=2 株 20 万円			
	<u>売：1 株 10 万円</u>							
B	売：1 株 10 万円	売：1 株 10 万円 買：2 株 20 万円	受渡日前日保有=1 株		売：受渡日=1 株 10 万円		売：受渡日=1 株 10 万円 買：受渡日=2 株 20 万円	
		<u>売：1 株 10 万円</u>						
C		売：1 株 10 万円	売：1 株 10 万円 買：2 株 20 万円		受渡日前日保有=0 株		売：受渡日=2 株 20 万円 買：受渡日=2 株 20 万円	
			<u>売：1 株 10 万円</u>					

差金決済を判定する取引（10 万の売付注文）・・・(ア)

	(ア)の 受渡日前日の 保有株数	(ア)と 同一受渡日で最初 に売付けるまでに 買付けた株数	(ア)と 同一受渡日の 売付合計株数	(ア)の 売付株数	差金決済判定
A	2 株	0 株	2 株		差金決済の制限
	$2 \text{ 株} + 0 \text{ 株} - 2 \text{ 株} = 0 \text{ 株}$			$< 1 \text{ 株}$	買付代金の入金要
B	1 株	0 株	1 株		みなし差金決済の制限
	$1 \text{ 株} + 0 \text{ 株} - 1 \text{ 株} = 0 \text{ 株}$			$< 1 \text{ 株}$	買付代金の入金要
C	2 株	0 株	2 株		差金決済の制限
	$2 \text{ 株} + 0 \text{ 株} - 2 \text{ 株} = 0 \text{ 株}$			$< 1 \text{ 株}$	買付代金の入金要

第 17 条（預り金拘束等）

1. お客様は、本サービスでお取引を行う場合、事前にお取引口座へご入金いただきます。当社はお取引口座の預り金等を参考に買付注文が可能な「概算買付可能額」をご提示いたします。また、買付注文時と同様に預り金の出金が可能な「出金可能額」をご提示いたします。
2. お客様は、買付注文画面の「概算買付可能額」の範囲内で注文を発注することができます。
3. 買付注文の受注後は、お客様の「概算買付可能額（または「出金可能額」）」から当該注文金額を預り金等から拘束いたします。
4. 売付注文の約定後は、お客様の「概算買付可能額」へ当該売付金額を加算いたします。ただし、売付金額に譲渡益が含まれる場合、特定口座の源泉徴収税額相当として売付金額から当社が定めた源泉徴収税率相当額を仮拘束いたします。
5. 特定口座の源泉徴収税額相当額として仮拘束した金額は、受渡日の譲渡益金額が確定した時点で解除すると同時に、改めて法令で定められた源泉徴収税率で再計算し、源泉徴収税額として拘束いたします。
6. 上記 3. 4. のほか、同一銘柄、同一受渡日での売買（差金決済の判定対象となる取引）がある場合、差金決済を防止するための措置として当社が定める方法により日計り取引拘束金額を算出し、当該取引の受渡日前営業日の預り金等から拘束いたします。

【日計り取引拘束金の算出】

日計り取引拘束金額は、前日保有株数より売超した日計り取引銘柄（以下「売超銘柄」といいます。）ごとに下記計算を行い、①または②の最大金額を受渡日前営業日の拘束金といたします。

- ①〔売超銘柄の同一受渡日分の買付代金合計〕－〔全ての前日保有株式の売付代金〕

②〔前日保有株数より売超した株数分の同日の買付代金〕－〔当該銘柄以外の前日保有株式の売付代金〕

【参考例】

預り金入金：100,000 円 前日保有株式 A 銘柄：10 株

以下の同一受渡日での取引が T 日に発生

A 銘柄の買付：20 株 60,000 円

B 銘柄の買付：20 株 40,000 円

A 銘柄の売付：15 株 60,000 円

①	売超銘柄の同一受渡日分の買付代金合計	全ての前日保有株式の売付代金	① > ②
	60,000	40,000（10 株×4,000 円）	
	60,000 円 - 40,000 円 = 20,000 円		
②	前日保有株数より売超した株数分の同日の買付代金	当該銘柄以外の前日保有株式の売付代金	
	15,000（5 株×3,000 円）	0	
	15,000 円 - 0 円 = 15,000 円		

〔約定日（T 日）から受渡日までの各日の表示遷移〕

日付	T 日	受渡日前日	受渡日
お預り金	100,000	100,000	55,430
譲渡益税拘束金	0	0	(4,570)
A 銘柄の買付・残高	20 株		45,000
B 銘柄の買付・残高	10 株		40,000
A 銘柄の売付 (前残 10 株)	△15 株		
譲渡益税仮拘束金	△4,950	△4,950	0
日計り拘束金	0	△20,000	0
出金可能額当日単純計算	95,050	75,050	55,430
出金可能額	55,050	55,430	55,430

7. ご提示する「出金可能額」は、売買されたお取引の受渡日までの期間の最小金額といたします。

第 18 条（取引停止等の措置）

1. 取扱い銘柄について、上場する米国株式市場等で売買停止等の措置が取られた場合、本サービスにおける当該銘柄の価格提示および注文の受付を停止する場合があります。
2. 取扱い銘柄において、投資判断に影響を与える不確実な情報があると当社が判断した場合、本サービスにおける当該銘柄の価格提示および注文の受付を停止する場合があります。
3. 前各項の他、必要があると当社が判断した場合には、取扱銘柄の一部または全部について取引停止等の措置を行う場合があります。

第 19 条（権利処理等に伴う取引停止措置）

1. 取扱い銘柄において現金配当金以外の権利処理が発生した場合、現地権利付き最終取引日と同一の日本国内日付のアフターマーケット終了後（10 時、米国夏時間の場合 9 時）に取引を停止いたします。
2. 前項により取引停止した場合、現地権利落ち取引日の翌々営業日と同一の日本国内日付で当社が定める権利処理残高を確認できる時間に取引停止を解除いたします。
3. 権利処理およびそれに伴う取引停止措置については、事前にお客様にご連絡いたします。

第 20 条（権利処理）

1. 現金配当金は、当社が代わって受領し、保有株に応じて日本円でお支払いいたします（円位未満の端数が生じたときは切上げます。）。
2. 株式配当、株式分割、株式無償割当、株式交換および株式併合等による株式数の変更は、当社を通じてお客様の口座に反映いたします（小数点第 9 位以下を切捨てます。）。
3. 新株予約権またはスピンオフで割当てられた株式等は、当社が代わって受領し、原則として売却処分の上持分に応じて現金によりお支払いいたします（円位未満の端数が生じたときは切捨てます。）。ただし、市場の状況等により当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の株予約権等はその効力を失うため、現金のお支払いができない場合があります。
4. 第 1 項から第 3 項以外の権利が付された場合、当社が代わって受領し、原則として売却処分の上持分に応じて現金によりお支払いいたします（円位未満の端数が生じたときは切捨てます。）。
5. 第 2 項から第 4 項における売却処理で、当社が米国の諸法令または慣行等により諸費

用を徴収されたときは、当該諸費用は売却代金から控除いたします。

第 21 条（取扱い銘柄の上場廃止に伴うご承諾）

1. 当社は本サービスにおける取扱い銘柄の上場廃止（米国時間）が公表された場合、お客様へ速やかにその旨をお知らせいたします。
2. 当社は上場廃止の公表後、お客様へ通知した日程に則り、売付の取引価格のみ上場廃止日の前々営業日（この条において日付等は米国時間とします。）まで提示しますので、お客様は、それまでの期間内に売付いただくものといたします。
3. 売付の取引価格を提示する最終営業日（上場廃止日の前々営業日）の終了後、お預かり株式が残っているお客様は、上場廃止日の前営業日に当社が最初に提示する取引価格で売付処分（当社が買取り処理をいたします。）することにご承諾いただくものといたします。
4. 当社は上場廃止日のお知らせについて、相当の注意をもって情報の収集に努めお知らせいたしますが、発行会社によっては当該情報の公表が遅れる場合がございます。そのことに起因し売却処理が出来なかった場合、当社はその責を負わないものといたします。

第 22 条（利用制限）

1. 本サービスは、以下に該当する場合は利用できません。
 - （1）法令諸規則に違反する取引または行為
 - （2）この規約および当社証券総合取引約款集等に違反する取引または行為
 - （3）取引以外の目的で利用する行為
 - （4）その他、当社が不適切な利用と判断した行為
2. お客様の利用状況が、前項に該当すると当社が判断した場合、本サービスの利用を停止させていただく場合があります。
3. 本サービスの利用状況において、取引件数・数量等が著しく過度な取引に該当すると判断した場合、当社はお客様に確認の連絡をさせていただく場合があります。
4. 当社は、システムメンテナンス等により、本サービスを一時的に停止することがあります。

第 23 条（免責事項など）

1. 次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を追わないものといたします。
 - （1）お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等が一致することを確認したうえで当社が受注した注文により発生した損失等。
 - （2）お客様ご自身の誤発注（または誤操作）により発生した損失。
 - （3）この規約、当社証券総合取引約款および法令諸規則に反する取引により発生した損失。
 - （4）本サービスの内容および規約等について、不明な点をカスタマーセンターに確認したにも関わらず、お客様の誤解によるもの。
2. 当社は、必要があると判断した場合、本サービスの内容の変更、および本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものといたします。また、この変更および停止等によりお客様に生じた損失について一切の責を負いません。

第 24 条（サービスの終了）

1. 当社は、いずれかの事項に該当したときに、この規約に基づく米国株式店頭取引サービスを終了することができるものとします。

- (1) 当社の米国株式調達先が当社との取引を終了した場合
 - (2) 当社がサービスの提供の中止を申し出た場合
 - (3) 当社がサービスを提供することができなくなった場合
2. 当社は、前項のサービス終了が決定された場合は、あらかじめお客様に通知することといたします。

第 25 条（規約の変更）

この規約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイト等での公表またはその他相当の方法により周知いたします。

附則（2022 年 5 月 31 日一部改正）

この規約の一部改正は、2022 年 5 月 31 日から施行する。

以 上